

# 和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月21日

和光市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、各農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、農産物の安定供給と多様な生産・販売のスタイルを確立し、野菜、果樹、花き、植木など、都市の特性を活かしたさまざまな農業経営を展開している。

一方で、農業従事者の減少が懸念されていることから、農地等の利用の最適化に向けて、市内農地の利用状況や農地所有者の意向を調査し、遊休農地発生の未然防止について重点的に取り組み、さらに認定農業者等の担い手の確保や新たに農業経営を営もうとする者の参入を促進していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業経営を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員による担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、和光市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

注:認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画書について、市町村の認定を受けた農業経営者をいう。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止について

#### (1) 遊休農地の発生防止に関する目標

本市における「遊休農地の発生防止」の目標は、遊休農地の面積及び割合を、平成35年3月まで「遊休農地率0%」を継続することとする。

#### (2) 遊休農地の発生防止の推進方法

- ① 農地の利用状況調査等の強化
- ② 農業委員による地域の農地パトロール
- ③ 地域の農業者からの情報収集

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	104ha	37.6ha	36.1%
3年後の目標 (平成32年3月)	103ha	38.6ha	37.5%
目 標 (平成35年3月)	102ha	39.6ha	38.8%

注:担い手への農地集積の目標として、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4に示す、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用に占める面積のシェアの目標である40%に、できるだけ早い段階で達成することに努めることとする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

- ① 担い手への利用権設定等促進事業の推進
- ② 担い手(認定農業者等)の増員と継続するための取組

## 3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について

### (1) 新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進目標

本市における「新たに農業経営を営もうとする者の参入」の目標は、平成35年3月までに5人とする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進に向けた推進方法

- ① 地域指導農家による知識、技術を備えた農業者の育成
- ② 県、農業協同組合、市との連携・協力による支援体制づくり

## 第3 地域課題の解決に向けた取組

- 1 農業関係者懇談会の実施
- 2 農業に関する市民要望への適切な対応
- 3 農家相談会の実施